

# 熊本市公報

## 第 1406 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
 熊本市総務局総務厚生課  
 発行日 毎月 15 日・末日

### 目 次

### 規 則

○熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（規則第 60 号）	1299
-----------------------------------------	------

### 告 示

○身元不明の行旅死亡人（告示第 525 号）	1300
○放置自転車の移動及び保管（告示第 526 号）	1300
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物（告示第 527 号）	1301
○放置自転車の移動及び保管（告示第 529 号）	1301
○県道の区域変更（告示第 530 号）	1302
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 533 号）	1303
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 534 号）	1303
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 535 号）	1304
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 536 号）	1305
○生活保護法による指定医療機関の辞退（告示第 537 号）	1306
○放置自転車の売却等（告示第 538 号）	1306
○交付要求通知書の公示送達（告示第 539 号）	1306
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 540 号）	1307
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 541 号）	1308
○生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 542 号）	1308
○県道の区域変更（告示第 543 号）	1309
○県道の供用開始（告示第 544 号）	1309
○市道の区域決定（告示第 545 号）	1309
○市道の供用開始（告示第 546 号）	1310
○介護保険法等による居宅サービス事業者等の指定（告示第 547 号）	1310
○市税督促状の公示送達（告示第 548 号）	1310
○障害者総合支援法による自立支援医療機関の指定（告示第 549 号）	1311
○介護保険法による居宅介護支援事業者の指定（告示第 550 号）	1311
○介護保険法等による居宅サービス事業者等の指定（告示第 551 号）	1311

**公 告**

○大規模小売店舗立地法による変更届出（公告第 538 号）	1312
○大規模小売店舗立地法による承継届出（公告第 539 号）	1313
○大規模小売店舗立地法による変更届出（公告第 540 号）	1313
○開発行為に関する工事の完了（公告第 542 号）	1314
○開発行為に関する工事の完了（公告第 544 号）	1314
○開発行為に関する工事の完了（公告第 548 号）	1315
○開発行為に関する工事の完了（公告第 549 号）	1315
○開発行為に関する工事の完了（公告第 551 号）	1315
○開発行為に関する工事の完了（公告第 552 号）	1315
○大規模小売店舗立地法による変更届出（公告第 553 号）	1316
○開発行為に関する工事の完了（公告第 556 号）	1317
○所有者不明の取得物件（公告第 558 号）	1317
○開発行為に関する工事の完了（公告第 559 号）	1317
○都市計画の変更（公告第 560 号）	1318
○都市計画の決定（公告第 561 号）	1318
○開発行為に関する工事の完了（公告第 563 号）	1318
○開発行為に関する工事の完了（公告第 564 号）	1319
○開発行為に関する工事の完了（公告第 565 号）	1319
○開発行為に関する工事の完了（公告第 566 号）	1319
○精神保健福祉法による特定病院の認定（公告第 567 号）	1319
○精神保健福祉法による応急入院指定病院の指定（公告第 568 号）	1320

**北 区**

○住民票の職権消除（北区告示第 7 号）	1320
----------------------	------

**消 防 局**

○熊本市火災予防条例による指定催しの指定（東消防署告示第 1 号）	1321
-----------------------------------	------

**上 下 水 道 局**

○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 46 号）	1321
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 47 号）	1321
○排水設備指定工事店の指定の取消し（上下水道局告示第 48 号）	1321

**教 育 委 員 会**

○平成 27 年教育委員会会議の開催（教委告示第 9 号）	1322
-------------------------------	------

**監 査**

○包括外部監査人の補助者の選任（監委告示第 1 号） .....	1322
----------------------------------	------

## 規 則

規 則 第 60 号

平成 27 年 7 月 31 日

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市介護保険法等の施行に関する規則（平成 12 年規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「100 分の 90」の次に「(同項の規定を法第 49 条の 2 の規定により読み替えて適用する場合にあっては、100 分の 80)」を加え、同条第 2 項中「100 分の 90」の次に「(同項の規定を法第 59 条の 2 の規定により読み替えて適用する場合にあっては、100 分の 80)」を加える。

第 7 条の 2 第 1 項中「100 分の 90」の次に「(同項の規定を法第 49 条の 2 の規定により読み替えて適用する場合にあっては、100 分の 80)」を加え、同条第 2 項中「100 分の 90」の次に「(同項の規定を法第 59 条の 2 の規定により読み替えて適用する場合にあっては、100 分の 80)」を加える。

第 9 条中「100 分の 90」の次に「(同項の規定を法第 49 条の 2 の規定により読み替えて適用する場合にあっては、100 分の 80)」を加える。

第 10 条第 1 項中「第 50 条及び第 60 条」を「第 50 条各項及び第 60 条各項」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

**告 示**

告示第 5 2 5 号

平成 2 7 年 7 月 1 6 日

行旅死亡人について住所、居所及び氏名等が不明であるため、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 3 2 年法律第 9 3 号）第 9 条の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 本籍・住所・氏名・年齢・性別について

- (1) 本籍 不明
- (2) 住所 不明
- (3) 氏名 不明
- (4) 年齢 5 0 歳代～7 0 歳代くらい
- (5) 性別 男性

## 2 死亡日

平成 2 7 年 3 月 5 日

## 3 発見日

平成 2 7 年 3 月 5 日

## 4 発見場所

熊本市北区室園町 1 2 番 1 0 号

朝日野総合病院南東方約 7 5 メートルの山中

## 5 死因

縊死

## 6 その他

身元不明につき熊本市が火葬に付し、遺骨を保管しています。心当たりのある方は、熊本市北区福祉課まで申し出てください。

告示第 5 2 6 号

平成 2 7 年 7 月 1 6 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 移動・保管した理由

熊本市が管理する法定外水路に放置され、維持管理上支障となるため

## 2 移動・保管した年月日

平成 2 7 年 7 月 1 4 日

## 3 移動・保管した台数

自転車 1 1 台

## 4 放置されていた場所

熊本市東区新南部二丁目 5 8 2 - 6 地先

## 5 保管の場所

熊本市東部土木センター佐土原事務所

熊本市東区佐土原三丁目 1 - 6 5

## 6 保管の期間

平成 2 7 年 7 月 1 4 日から平成 2 7 年 1 0 月 1 3 日まで

## 7 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から金曜日までの午前 10 時から午後 4 時までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日は返還事務を行わない。

#### 8 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類等を提示しなければならない。

#### 9 連絡先

熊本市都市建設局 東部土木センター 総務課 占用班  
電話 096-367-7360 (直通)

告 示 第 5 2 7 号

平成 27 年 7 月 17 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日	その他
6月30日	はり札等	1	清水新地	7月1日	
7月2日	はり札等	1	清水亀井町	7月3日	
7月6日	はり札等	8	小峯	7月7日	
7月7日	はり板等	29	龍田・画区町重富・田辺町良町	7月8日	
	立看板等	2	画区町上無田		
7月9日	はり札等	11	島崎	7月10日	
7月10日	はり札等	1	梶尾町	7月11日	
7月13日	はり札等	1	画区町重富	7月14日	
7月14日	はり札等	1	上南部	7月15日	
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)					

告 示 第 5 2 9 号

平成 27 年 7 月 21 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

#### 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

##### (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア	平成 27 年 6 月 23 日	銀座通りエリア、手取エリア、辛島エリア
イ	平成 27 年 6 月 24 日	北区八景水谷二丁目 1
ウ	平成 27 年 6 月 25 日	健軍ピアクレス、健軍変電所前駐輪場、西区花園五丁目 8-3 花園出張所、中央区出水一丁目 431 水前寺児童公園前駐輪場、中央区水前寺三丁目 12、中央区渡鹿八丁目 13
エ	平成 27 年 6 月 26 日	辛島エリア、西区春日八丁目 5、中央区手取本町 1-1 市庁舎正面、中央区渡鹿七丁目 1、東区東野三丁目 6
オ	平成 27 年 6 月 29 日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、辛島エリア、水道町エリア、西区春日三丁目熊本駅前

カ	平成27年6月30日	手取エリア, 新市街エリア, 水道町エリア, 東区長嶺西一丁目13
キ	平成27年7月1日	新市街エリア, 中央区花畑町4-8国際交流会館
ク	平成27年7月2日	銀座通りエリア, 手取エリア
ケ	平成27年7月6日	新市街エリア, 辛島エリア, 西区上熊本一丁目9-14
コ	平成27年7月7日	上通りエリア, 新市街エリア, 水道町エリア, 西区春日三丁目熊本駅前
サ	平成27年7月8日	銀座通りエリア, 手取エリア, 上通りエリア, 新市街エリア, 並木坂エリア
シ	平成27年7月9日	中央区南熊本五丁目6
ス	平成27年7月10日	熊本駅駐輪場, 南区富合町志々水151富合駅高架下自転車駐車場, 北区龍田陳内一丁目8
セ	平成27年7月13日	銀座通りエリア, 手取エリア, 上通自転車駐車場, 新市街エリア, 辛島エリア, 西区横手五丁目4, 東区新南部六丁目1
ソ	平成27年7月14日	中央区手取本町1-1熊本市役所正面, 中央区草葉町5-1中央公民館
タ	平成27年7月15日	銀座通りエリア, 市庁舎南側駐輪場, 市庁舎北側駐輪場, 市役所地下駐輪場, 手取エリア, 新市街エリア, 森都心プラザ, 水道町エリア, 西区春日三丁目熊本駅前, 西区池田四丁目26, 中央区辛島町1辛島公園地下自転車駐車場

(2) 保管の場所 平成第2自転車保管所

(3) 保管の期間 平成27年10月21日まで

2 移動・保管台数

自転車 186台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前10時から午後4時30分まで

日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第2自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告示第530号

平成27年7月22日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
一般県道	砂原四方寄線	北区下硯川町468番1地先から	旧	28.9 ~ 49.1	91.0
		北区四方寄町1448番7地先まで			
		北区下硯川町468番1地先から	新	16.2 ~ 233.0	
		北区四方寄町1448番3地先まで			

## 告 示 第 5 3 3 号

平成 27 年 7 月 24 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 団体の名称

河内校区第八町内自治会

## 2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「吉村 史伸 熊本市西区河内町船津 2093 番地」を「寺本 治海 熊本市西区河内町船津 1975」に改める。

## 告 示 第 5 3 4 号

平成 27 年 7 月 24 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
くどう皮ふ科医院 熊本市西区上熊本三丁目 2 番 21 号 医療法人 藤風会 理事長 工藤 昌一郎	皮膚科・アレルギー科・ 形成外科	平成 27 年 6 月 1 日
駕町太田皮ふ科 熊本市中央区安政町 5-15 医療法人 浩仁会 理事長 太田 浩平	皮膚科	平成 27 年 6 月 9 日
訪問看護ステーション デューン南熊本 熊本市南区富合町古閑 959-1 富合町複合 A 棟 株式会社 N・フィールド 代表取締役 野口 和輝	訪問看護	平成 27 年 6 月 1 日
シモカワ薬局熊大前調剤薬局 熊本市中央区九品寺一丁目 19 番 9 号 株式会社下川薬局 代表取締役 下川 泰	調剤薬局	平成 27 年 2 月 1 日
シモカワ薬局サンロード新市街店 熊本市中央区新市街 1 番 2 2 号キヨモビル 2 階 株式会社下川薬局 代表取締役 下川 泰	調剤薬局	平成 27 年 4 月 1 日
せいらい調剤薬局 熊本市東区下江津二丁目 13-1 株式会社九品寺ファーマ 代表取締役 山下 隆雄	調剤薬局	平成 27 年 5 月 7 日
ひのくに整骨院 泉 秀人 熊本市東区若葉 1-31-8 泉 秀人	柔道整復	平成 27 年 7 月 1 日
S・sports 整骨院 重藤 卓己 熊本市中央区大江 4-2-1 2F 重藤 卓己	柔道整復	平成 27 年 7 月 1 日

ほねつぎ長嶺接骨院 小村 敏万 熊本市東区小峯二丁目 7-29 株式会社丸光商事 代表取締役 山田 浩之	柔道整復	平成 27 年 7 月 8 日
はり・きゅう・マッサージもみっ人治療院 宮田 春美 熊本市北区龍田二丁目 19-46 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	鍼灸 あん摩・マッサージ	平成 27 年 5 月 29 日

告示 第 5 3 5 号

平成 27 年 7 月 24 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

	医療機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
新	医療法人日限会 日隈病院 熊本市中央区萩原町 9-30	平成 27 年 4 月 17 日	開設者
	医療法人日限会 理事長 山本 藍		
	旧		
旧	医療法人日限会 日隈病院 熊本市中央区萩原町 9-30	平成 27 年 4 月 17 日	開設者
	医療法人日限会 理事長 日隈 健作		
	新		
新	西村内科医院 熊本市東区花立 1-4-10	平成 27 年 6 月 1 日	開設者
	医療法人社団 弘史会 理事長 西村 史子		
	旧		
旧	西村内科医院 熊本市東区花立 1-4-10	平成 27 年 6 月 1 日	開設者
	医療法人社団 弘史会 理事長 西村 弘道		
	新		
新	熊本訃麻台リハビリテーション病院 熊本市中央区帯山八丁目 2-1	平成 27 年 6 月 1 日	開設者
	理事長 平田 好文		
	旧		
旧	熊本訃麻台リハビリテーション病院 熊本市中央区帯山八丁目 2-1	平成 27 年 6 月 1 日	開設者
	理事長 堀尾 慎彌		
	新		
新	めいご薬局 熊本市中央区南千反畑 14-27	平成 27 年 4 月 30 日	開設者
	株式会社 筑後 代表取締役 大神 淳郎		
	旧		
旧	めいご薬局 熊本市中央区南千反畑 14-27	平成 27 年 4 月 30 日	開設者
	株式会社 筑後 代表取締役 大神 甫		
	新		
新	ひまわり薬局 熊本市中央区神水一丁目 20-7	平成 27 年 6 月 1 日	開設者
	株式会社 健康共同ファルマ 代表取締役 西山 真純		

旧	ひまわり薬局		
	熊本市中央区神水一丁目 20-7		
	株式会社 健康共同ファルマ 代表取締役 鳴海 真弓		
新	くすの木薬局	平成 27 年 6 月 1 日	開設者
	熊本市北区龍田 5-1-43		
	株式会社 健康共同ファルマ 代表取締役 西山 真純		
旧	くすの木薬局		
	熊本市北区龍田 5-1-43		
	株式会社 健康共同ファルマ 代表取締役 鳴海 真弓		
新	すみれ薬局	平成 27 年 6 月 1 日	開設者
	熊本市中央区本荘二丁目 14-13		
	株式会社 健康共同ファルマ 代表取締役 西山 真純		
旧	すみれ薬局		
	熊本市中央区本荘二丁目 14-13		
	株式会社 健康共同ファルマ 代表取締役 鳴海 真弓		
新	三気堂薬局 川尻店	平成 26 年 12 月 21 日	開設者
	熊本市南区八幡十一丁目 7-32		
	代表取締役 川端 咲子		
旧	三気堂薬局 川尻店		
	熊本市南区八幡十一丁目 7-32		
	代表取締役 川端 修三		
新	三気堂薬局 清水店	平成 26 年 12 月 21 日	開設者
	熊本市北区清水亀井町 26-33		
	代表取締役 川端 咲子		
旧	三気堂薬局 清水店		
	熊本市北区清水亀井町 26-33		
	代表取締役 川端 修三		

告 示 第 5 3 6 号

平成 27 年 7 月 24 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
たけむら耳鼻咽喉科クリニック 熊本市北区楠八丁目 8-8 竹村 考史	平成 27 年 4 月 30 日
三気堂薬局 龍田店 熊本市北区龍田八丁目 15-68 有限会社 MET 代表取締役 川端 咲子	平成 27 年 4 月 29 日

おびやま薬局 熊本市中央区帯山 2-12-28 柚原ビル 1F 有限会社メディックス 代表取締役 今井 政文	平成 27 年 5 月 6 日
ぱーく調剤薬局 熊本市東区佐土原一丁目 10-71 芝田 哲夫	平成 26 年 5 月 31 日
おはな整骨院 撰田 七穂美 熊本市中央区帯山 7-18-79 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	平成 27 年 5 月 11 日

## 告 示 第 5 3 7 号

平成 27 年 7 月 24 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により次の指定医療機関から辞退の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 3 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	辞退年月日
熊本市保健所 熊本市中央区大江五丁目 1 番 1 号 熊本市保健所長 長野 俊郎	平成 27 年 5 月 20 日
くすのき子供歯科 熊本市北区龍田八丁目 9-85 くすのき子供歯科 院長 逢坂 亘彦	平成 27 年 6 月 30 日

## 告 示 第 5 3 8 号

平成 27 年 7 月 27 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項  
別表のとおり（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日  
平成 27 年 7 月 27 日
- 3 売却又は廃棄の台数  
自転車 121 台

## 告 示 第 5 3 9 号

平成 27 年 7 月 27 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 82 条第 2 項の規定に基づく交付要求通知書について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出によ

り交付する。

熊本市長 大 西 一 史

送達を受けるべき者の住所及び氏名  
1名（登載省略）

告 示 第 5 4 0 号

平成 2 7 年 7 月 2 8 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
ヒコデンタルクリニック 熊本市東区下江津七丁目 7-1 坂元 彦太郎	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 2 7 年 6 月 1 9 日
グリーン薬局 下南部店 熊本市東区下南部三丁目 3 番 1 3 号 有限会社 メディックス 代表取締役 今井 政文	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 2 7 年 7 月 1 3 日
グループホームゆうしん水前寺 熊本市中央区水前寺五丁目 2 0 番 5 号 有限会社 ゆうしん 代表取締役 麻生 伸一	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	平成 2 7 年 7 月 1 日
ヘルパーステーション ひかり 熊本市西区池上町 7 7 4 番地 株式会社 SEED 代表取締役 坂本 篤史	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 2 7 年 7 月 1 日
訪問看護ステーション 昭和 熊本市東区尾ノ上三丁目 3 番 1 号 社会福祉法人 仁風会 理事長 比企 裕	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 2 7 年 7 月 1 日
デイサービス 和家 熊本市中央区渡鹿五丁目 5 番 6 0 号 株式会社 輪 代表取締役 杉野 和哉	通所介護・介護予防通所介護	平成 2 7 年 7 月 1 日
デイサービスセンター みかんの花 熊本市西区池上町 7 7 4 番地 社会福祉法人 陽光 理事長 金澤 剛	通所介護・介護予防通所介護	平成 2 7 年 7 月 1 日
デイサービス 陽向 城南事業所 熊本市南区城南町下宮地 9 1 8-2 アニス株式会社 代表取締役 福岡 京子	通所介護	平成 2 7 年 7 月 1 日
あじさいのもり九州 熊本市南区砂原町 2 0 0 番地 1 リハタウン・九州株式会社 代表取締役 北村 智行	通所介護・介護予防通所介護	平成 2 7 年 7 月 1 日
みずき苑デイサービス 熊本市北区龍田五丁目 1 2 番 1 号 有限会社 キョーシン福祉会 代表取締役 竹山 秀敏	通所介護・介護予防通所介護	平成 2 7 年 7 月 1 日

デイサービス楡木公園 熊本市北区楡木三丁目 10-12 株式会社 楽楽 代表取締役 田中 英昭	通所介護	平成 27 年 7 月 1 日
デイサービスななみ 熊本市南区富合町杉島 1127 株式会社 ひまわり 代表取締役 近藤 大地	通所介護・介護予防通所介護	平成 27 年 2 月 1 日
スマイルケア しょうぶ苑 熊本市東区画図町所島 1039 有限会社 九州松栄産業 代表取締役 木村 秀雄	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成 27 年 7 月 10 日
居宅介護支援事業所 なんぶの森 熊本市南区南高江六丁目 2-24 医療法人 憲和会 理事長 坂本 憲史	居宅介護支援	平成 27 年 7 月 1 日
ケアセンターしんか 熊本市南区八分字町 2918-1 株式会社 しんか 代表取締役 野俣 貞年	居宅介護支援	平成 27 年 7 月 1 日
蓮台寺在宅医療クリニック 熊本市西区蓮台寺三丁目 4 番 48 号 グラスコート 10 5 号 蓮台寺在宅医療クリニック 院長 高木 研一	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 27 年 5 月 1 日

告示 第 5 4 1 号

平成 27 年 7 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
はるかぜ訪問看護ステーション 熊本市西区春日四丁目 18 番 28 号 医療法人社団 清心会 理事長 清田 武俊	平成 26 年 7 月 1 日	所在地変更
有限会社エンゼル介護センター 熊本市東区新南部三丁目 5-7-106 有限会社 エンゼル介護センター 代表取締役 西村 俊昭	平成 26 年 1 月 18 日	所在地変更
笑顔の広場水前寺 熊本市中央区水前寺五丁目 18-13 フレール水前寺 1F 株式会社 ウェルケア九州 代表取締役 奥村 悦子	平成 27 年 7 月 1 日	名称変更 所在地変更
ケアプランセンター そら 熊本市北区龍田町弓削 533 番 1 株式会社 グローバル介護サービス 白石 尊康	平成 27 年 3 月 1 日	名称変更 所在地変更

告示 第 5 4 2 号

平成 27 年 7 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
ケアセンターてとろ城山 熊本市西区城山下代二丁目14番10号 ライフサポートマンション彩里Ⅰ 1F 特定非営利活動法人 生き生きネットワークてとろ 理事長 八神 威雄	平成27年3月31日
ヘルパーセンターてとろ城山 熊本市西区城山下代二丁目14番22号 ライフサポートマンション彩里Ⅱ 1F 特定非営利活動法人 生き生きネットワークてとろ 理事長 八神 威雄	平成27年3月31日
東本町薬局 熊本市東区東本町1-1 株式会社 タック 代表取締役 永井 忍	平成27年6月30日
シモカワ熊大前調剤薬局 熊本市中央区九品寺1-19-9 株式会社 下川薬局 代表取締役 下川 泰	平成27年8月1日

告 示 第 5 4 3 号

平成 27 年 7 月 28 日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
主要地方道	小川嘉島線	南区城南町鰐瀬1845番1地先から 南区城南町鰐瀬1775番3地先まで	旧	9.0~20.2	114.4
		南区城南町鰐瀬1845番1地先から 南区城南町鰐瀬1775番3地先まで	新	13.2~25.7	114.4

告 示 第 5 4 4 号

平成 27 年 7 月 28 日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

道路の種類	路 線 名	道 路 の 区 域	供用開始の期日
		区 間	
主要地方道	小川嘉島線	南区城南町鰐瀬1872番1地先から 南区城南町鰐瀬1808番39地先まで	平成27年7月28日

告 示 第 5 4 5 号

平成 27 年 7 月 28 日

市道の区域を次のように決定するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域		
		区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
29- 30040	城南工業団地2号 線	南区城南町鰯瀬1808番39地先から 南区城南町鰯瀬1785番1地先まで	10.8~40.2	86.9

告 示 第 5 4 6 号

平成 27 年 7 月 28 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域		供用開始の期日
		区 間		
29- 30040	城南工業団地2号 線	南区城南町鰯瀬1808番39地先から 南区城南町鰯瀬1785番1地先まで		平成 27 年 7 月 28 日

告 示 第 5 4 7 号

平成 27 年 7 月 31 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。）附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11462	笑顔の広場 健軍 熊本市東区健軍一丁目12-2 ライズ尾の上501	株式会社ウェルケア九州 熊本市中央区水前寺六丁目31番27号 代表取締役 奥村 悦子	平成 27 年 8 月 1 日	訪問介護
43701 11462	笑顔の広場 健軍 熊本市東区健軍一丁目12-2 ライズ尾の上501	株式会社ウェルケア九州 熊本市中央区水前寺六丁目31番27号 代表取締役 奥村 悦子	平成 27 年 8 月 1 日	介護予防 訪問介護

告 示 第 5 4 8 号

平成 27 年 7 月 31 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西 一史

1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日

## 2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

- (1) 市県民税（普通徴収）  
7 件
- (2) 固定資産税  
199 件
- (3) 軽自動車税  
136 件
- (4) 市県民税（特別徴収）  
24 件
- (5) 法人市民税  
3 件

告示第 549 号

平成 27 年 7 月 31 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大西 一 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	医療法人博和会 桜間 脳神経外科	熊本市中央区妙体寺町 5-2	平成 27 年 8 月 1 日 ~ 平成 33 年 7 月 31 日

告示第 550 号

平成 27 年 7 月 31 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの種 類
437011 1488	あまてらす居宅介護支援事業所 熊本市南区御幸笛田二丁目 15 - 38	ケアボックス株式会社 熊本市南区御幸笛田二丁目 15-38 代表取締役 若松 英一	平成 27 年 8 月 1 日	居宅介護支援

告示第 551 号

平成 27 年 7 月 31 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。）附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護保険事 業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの種 類
---------------	-------------	------------------------------	-------	-------------

43701 11496	リハビリド・平成けやき通り 熊本市南区田迎5-10-5	株式会社泉寿 熊本市中央区国府二丁目12番67号 代表取締役 泉 竜宏	平成27年 8月1日	通所介護
43701 11496	リハビリド・平成けやき通り 熊本市南区田迎5-10-5	株式会社泉寿 熊本市中央区国府二丁目12番67号 代表取締役 泉 竜宏	平成27年 8月1日	介護予防通所 介護

## 公 告

公告第 538 号

平成 27 年 7 月 16 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 27 年 11 月 16 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 大西 一史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

みやはら東バイパス店

熊本市東区御領三丁目 4 7 7 番 1 号 外 5 筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ダイキ グリーン館東バイパス店

(変更後) みやはら東バイパス店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社ホームセンターサンコー	代表取締役 矢野 健治	熊本市東区東町二丁目 1 番 1 5 号

(変更後)

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
有限会社みやはら	代表取締役 宮原 ミツ子	阿蘇市一の宮町宮地 1 9 8 5 番地の 2

3 変更の年月日

平成 27 年 6 月 28 日

4 変更する理由

大規模小売店舗の名称変更及び小売業者の入替のため

5 届出年月日

平成 27 年 7 月 3 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市東区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

## (2) 縦覧期間

平成 27 年 7 月 16 日から平成 27 年 11 月 16 日まで

公 告 第 5 3 9 号

平成 27 年 7 月 16 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）デオデオくまなん店  
熊本市中央区平成三丁目 2 16 番地 外
- 2 大規模小売店舗の合併があった年月日  
平成 22 年 10 月 1 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

合併前	合併後
株式会社デオデオ 代表取締役社長 友則 和寿 広島県広島市中区紙屋町二丁目 1 番 18 号	株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目 1 番 18 号

- 4 大規模小売店舗の合併の理由  
株式会社デオデオが株式会社エディオンに合併されたため
- 5 大規模小売店舗内の合併に係る店舗面積  
5, 189㎡
- 6 届出年月日  
平成 27 年 6 月 23 日

公 告 第 5 4 0 号

平成 27 年 7 月 16 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 27 年 11 月 16 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エディオンサンリブシティくまなん店  
熊本市中央区平成三丁目 2 16 番地 外
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
（変更前） （仮称）デオデオくまなん店  
（変更後） エディオンサンリブシティくまなん店
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社デオデオ	代表取締役社長 友則 和寿	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

(変更後)

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社エディオン	代表取締役 久保 允誉	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

## 3 変更の年月日

## (1) 大規模小売店舗の名称

平成24年10月1日

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成22年10月1日

## 4 変更する理由

株式会社デオデオが株式会社エディオンに合併されたため

## 5 届出年月日

平成27年6月23日

## 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市中央区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

## (2) 縦覧期間

平成27年7月16日から平成27年11月16日まで

公 告 第 5 4 2 号

平成27年7月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島二丁目3565番6、3565番10  
226.42平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

公 告 第 5 4 4 号

平成27年7月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区上代六丁目2600番2  
254.25平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

## 登載省略

公告第 5 4 8 号

平成 27 年 7 月 22 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区小山七丁目 1591 番 2、1592 番 2 及び里道  
854.09 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区戸島五丁目 11 番 8 号  
株式会社 おいしんぼ  
代表取締役 福山 師爾

公告第 5 4 9 号

平成 27 年 7 月 22 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市北区下硯川町字黒井 1778 番 13、1778 番 20  
332.57 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
登載省略

公告第 5 5 1 号

平成 27 年 7 月 23 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区長嶺東四丁目 1424 番  
1,621.39 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市南区田迎五丁目 4 番 6 号  
TAKASUGI 株式会社  
代表取締役 平島 孝典

公告第 5 5 2 号

平成 27 年 7 月 23 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区奥古閑町字下前通 525 番 2

397.65平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
登載省略

公 告 第 5 5 3 号

平成 27 年 7 月 24 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 27 年 1 月 24 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新外ショッピングセンター

熊本市東区新外二丁目 2861-1 ほか

- 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社 同仁堂	代表取締役 上野 景昭	熊本市中央区上通町 2 番 7 号
合同会社 西友	代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास	東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

(変更後)

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社 同仁堂	代表取締役 上野 景昭	熊本市中央区上通町 2 番 7 号
株式会社 イズミ	代表取締役 山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号

- 3 変更の年月日

平成 27 年 6 月 18 日

- 4 変更する理由

小売業者の入替のため

- 5 届出年月日

平成 27 年 7 月 14 日

- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市東区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

- (2) 縦覧期間

平成 27 年 7 月 24 日から平成 27 年 1 月 24 日まで

## 公 告 第 5 5 6 号

平成 27 年 7 月 24 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市西区上代一丁目 112 番 4 及び上代二丁目 112 番 1、113 番 1、114 番 1  
1, 496.80 平方メートル（1 工区）
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都港区港南二丁目 18 番 1 号  
株式会社 ゼンショーホールディングス  
代表取締役 小川 賢太郎  
東京都千代田区二番町 8 番地 8  
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役 井阪 隆一

## 公 告 第 5 5 8 号

平成 27 年 7 月 28 日

水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）第 25 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 取得物件  
小型船  
フロートを 2 つ使用した自作によるもの  
船外機なし  
塗色 フロート FRP 部分の上部は赤、下部は白、天板は茶
- 2 拾得日時  
平成 27 年 7 月 14 日 11 時
- 3 拾得場所  
熊本港沖 1.5 マイル
- 4 保管場所  
熊本市西区小島二丁目 7 番 1 号 西区役所

## 公 告 第 5 5 9 号

平成 27 年 7 月 28 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区土河原町字西ノ出口 311 番 1、312 番 1、313 番 1  
1, 595.59 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町 10 番地  
千里殖産 株式会社  
代表取締役 際田 俊一

## 公 告 第 5 6 0 号

平成 27 年 7 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 都市計画の種類及び名称  
熊本都市計画道路の変更 3・5・88号 パイン通り線外1線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市南区域南町宮地及び隈庄の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本市都市建設局都市政策課  
南区役所総務企画課
- 4 縦覧期間  
平成 27 年 7 月 29 日から平成 27 年 8 月 12 日まで

## 公 告 第 5 6 1 号

平成 27 年 7 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 都市計画の種類及び名称  
熊本都市計画地区計画の決定 近見三丁目地区地区計画
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市南区近見三丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本市都市建設局都市政策課  
南区役所総務企画課
- 4 縦覧期間  
平成 27 年 7 月 29 日から平成 27 年 8 月 12 日まで

## 公 告 第 5 6 3 号

平成 27 年 7 月 30 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区画図町大字下無田字園田 734 番 1  
342.16 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
登載省略

## 公 告 第 5 6 4 号

平成 27 年 7 月 30 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市西区上代十丁目 2725 番 1、2725 番 2  
992.67 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区鹿鼻瀬町 360 番地 11  
株式会社 SHIN-EI  
代表取締役 豊田 浩二

## 公 告 第 5 6 5 号

平成 27 年 7 月 30 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区戸島西四丁目 3550 番 1  
2,630.70 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区長嶺南八丁目 11 番 40 号  
三智開発株式会社  
代表取締役 原 美保

## 公 告 第 5 6 6 号

平成 27 年 7 月 30 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市西区上高橋一丁目 209 番 1、210 番 1、211 番 1 の一部  
1,506.14 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区八王寺町 30 番 1 号 6F  
株式会社 愛和不動産  
代表取締役 廣田 頼史

## 公 告 第 5 6 7 号

平成 27 年 7 月 31 日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 21 条第 4 項後段及び第 33 条第 4 項後段の規定により、特定病院として次のとおり認定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 病院の名称  
(1) 熊本県立こころの医療センター

## (2) 明生病院

## 2 病院の所在地

- (1) 熊本市南区富合町平原 3 9 1
- (2) 熊本市北区大窪二丁目 6 - 2 0

## 3 認定期間

平成 2 7 年 8 月 1 日から平成 3 0 年 7 月 3 1 日まで

公 告 第 5 6 8 号

平成 2 7 年 7 月 3 1 日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 3 3 条の 7 第 1 項の規定により、応急入院指定病院として、次のとおり指定する。

また、同条第 2 項後段の規定により、特例措置を採ることができる応急入院指定病院として、次のとおり指定する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 応急入院指定病院の名称及び所在地

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 熊本県立こころの医療センター | 熊本市南区富合町平原 3 9 1      |
| (2) 向陽台病院          | 熊本市北区植木町鑑田 1 0 2 5    |
| (3) くまもと青明病院       | 熊本市中央区渡鹿五丁目 1 - 3 7   |
| (4) 弓削病院           | 熊本市北区龍田町弓削 6 7 9 - 2  |
| (5) 桜が丘病院          | 熊本市西区池田三丁目 4 4 - 1    |
| (6) ニキハーティーホスピタル   | 熊本市東区月出四丁目 6 - 1 0 0  |
| (7) ピネル記念病院        | 熊本市東区佐土原一丁目 8 - 3 3   |
| (8) 城南病院           | 熊本市南区城南町舞原無番地         |
| (9) 明生病院           | 熊本市北区大窪二丁目 6 - 2 0    |
| (10) 森病院           | 熊本市南区近見一丁目 1 6 - 1 6  |
| (11) 龍田病院          | 熊本市中央区黒髪六丁目 1 2 - 5 1 |

## 2 特例措置を採ることができる応急入院指定病院の名称及び所在地

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| (1) 熊本県立こころの医療センター | 熊本市南区富合町平原 3 9 1   |
| (2) 向陽台病院          | 熊本市北区植木町鑑田 1 0 2 5 |

## 3 認定期間

平成 2 7 年 8 月 1 日から平成 3 0 年 7 月 3 1 日まで

北 区
-----

北 区 告 示 第 7 号

平成 2 7 年 7 月 2 8 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 7 年 7 月 2 1 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 田 上 美 智 子

以下、登載省略

## 消 防 局

東 消 防 署 告 示 第 1 号

平 成 2 7 年 7 月 2 2 日

熊本市火災予防条例（昭和 3 7 年条例第 1 1 号）第 4 2 条の 3 第 1 項の規定により、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

熊本市東消防署長 井 手 悦 雄

催しの名称	江津湖花火大会
催しの開催場所	下江津湖周辺
催しの開催期間	平成 2 7 年 8 月 2 9 日（土） 平成 2 7 年 8 月 3 0 日（日）（予備日）

## 上 下 水 道 局

上下水道局告示第 4 6 号

平 成 2 7 年 7 月 1 6 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 2 2 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 7 3 4 号	熊本市東区下南部一丁目 3 番 1 3 0 号 株式会社サンテクノ 代表取締役 福田 善之	平成 2 7 年 7 月 3 日

上下水道局告示第 4 7 号

平 成 2 7 年 7 月 3 1 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 2 項第 4 号の規定による届出があったので、同規程第 2 2 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 1 6 8 号	熊本市東区鹿島瀬町 3 0 3 番地 1 9 有限会社木村実業 代表取締役 木村 賢介	平成 2 7 年 7 月 1 3 日
		営業所の移転

上下水道局告示第 4 8 号

平 成 2 7 年 7 月 3 1 日

熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 4 条第 2 項の規定により熊本市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第 2 2 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	取消年月日
第 500 号	熊本市南区御幸西一丁目 142 番地 1 株式会社ミュキウォーターテック 代表取締役 田中 正道	平成 27 年 7 月 13 日

## 教 育 委 員 会

教 委 告 示 第 9 号

平 成 2 7 年 7 月 2 1 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会 委員長 崎 元 達 郎

1 日時

- 平成 27 年 7 月 29 日 (水) 午後 1 時から
- 平成 27 年 7 月 30 日 (木) 午後 1 時から
- 平成 27 年 8 月 3 日 (月) 午後 1 時から
- 平成 27 年 8 月 5 日 (水) 午後 1 時から (予備日)

2 場所

熊本市議会議運・理事会室

3 協議

(1) 平成 28 年度使用中学校教科用図書採択について

- ・平成 27 年 7 月 29 日 (水) 技術、国語、地理、歴史、理科
- ・平成 27 年 7 月 30 日 (木) 地図、公民、数学、書写、英語
- ・平成 27 年 8 月 3 日 (月) 音楽 (一般) ・ (器楽合奏)、家庭、美術、保健体育
- ・平成 27 年 8 月 5 日 (水) (予備日)

## 監 査 事 務 局

監 委 告 示 第 1 号

平 成 2 7 年 7 月 2 3 日

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市監査委員 家 入 安 弘

熊本市監査委員 坂 田 誠 二

熊本市監査委員 飯 銅 芳 明

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- | 氏 名    | 住 所                                 |
|--------|-------------------------------------|
| 河喜多 保典 | 熊本市東区健軍二丁目 22 番 1 号                 |
| 吉川 栄一  | 熊本市中央区水前寺一丁目 4 番 40-803 号ロマージュ水前寺Ⅱ  |
| 中村 裕彦  | 熊本市中央区平成一丁目 3 番 25 号サンフレア C 棟 207 号 |
| 庄田 浩一  | 熊本市中央区内坪井町 9 番 50-1 号               |
| 奥村 栄隆  | 熊本市中央区出水五丁目 8 番 39 号                |
| 井関 真里子 | 熊本市中央区出水二丁目 2 番 68-1002 号サーパス出水     |
| 黒澤 小百合 | 熊本市北区飛田二丁目 12 番 16 号とびたハイツ C-C 号    |

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査を補助できる期間

平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで